

日向延岡新産業都市計画 再開発地区計画の決定（延岡市決定）

都市計画 旭町地区再開発 地区計画を次のように決定する。

1. 再開発地区計画の方針

名 称		旭町地区再開発 地区計画
位 置		延岡市旭町2丁目、安賀多町4丁目地内
面 積		約5.0 ha
区域の整備及び開発に関する方針	再開発地区計画の目標	延岡市の主な商業集積地の一つである川南地区の拠点として、また延岡市全体の地域活性化を誘導する拠点地区として整備する。 このため、遊休地の土地利用転換を契機に、公共施設等の整備を行い、アメニティ機能やカルチャー機能等の新しい機能を備えた商業施設の配置によって、新たなライフスタイルに対応した都市機能の実現を図る。
	土地利用の基本方針	商業の利便の増進を図り、新たな広域対応型の商業集積地区にふさわしい市街地を形成するため、土地利用の方針を次のように定める。 商業・飲食・アミューズメント・スポーツ・カルチャー・サービス施設等を含む商業系複合施設を配置する。 また、当地区に隣接する学校及び住宅地の住環境に配慮したものとする。
	公共施設等の整備方針	1) 地区幹線道路及び緑地を整備し、ゆとりのある空間を確保する。 2) 周辺道路について、整備を行う。
	建築物等の整備方針	商業集積地としての機能の強化を図るため、地域の核施設として、多様な機能を結合させ、人々の交流とにぎわいのある空間を創出するような建築物等を配置する。 また、建築物には、必要かつ十分な駐車スペースを確保する。
	主要な公共施設の配置及び規模	地区幹線道路（幅員12m、延長 約140m） 緑地（面積 約1,500㎡） 「配置は、計画図表示のとおり」

2. 再開発地区整備計画

再 開 発 地 区 整 備 計 画	地区施設の配置 及び規模		歩行者専用道路（幅員約 3 m、延長約 130 m） 公共空地（広場）（面積 約 500 m ² ）
	建 築 物 等 に 関 する 事 項	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる営業を営む施設。
		建築物等の延床面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10 分の 30
		建築物の敷地面積の最低限度	1, 000 m ²
		建築物等の意匠の制限	街のにぎわいを高めるとともに景観にも配慮した形態とし、明るくかつ刺激的でない色を外壁等の主な色調とする。

「区域は、計画図表示のとおり」